

中小企業が

銀行借入金から脱出する方法

中小企業が銀行借入金から脱出し、生き残るために
必要な少人数私募債の活用方法と
その財源のつくり方と、償還原資のつくり方について
そのノウハウを公開します
またそれを利用して管理会社を作るには
どうしたら良いのか
そして更に事業家からオーナーへの脱皮
の方法についても言及します

税理士 市川 俊夫

． 固定資産とキャッシュフロー

日本の中小企業は本当に儲からないのでしょうか。

赤字申告の割合を見てもらえば一目です。

日本の会社の赤字割合は67%です。

最初は役員報酬で調整してしまうため赤字なのかと思っていましたが、どうやら真相はそうではないようです。

全ての企業がそうだとは言いませんが、日本の中小企業の大半は大企業の**系列**か**下請け**です。

下請けや系列にとって大事な事は親会社からの命令の遵守です。

またフランチャイズの加盟店も同じです。フランチャイズの加盟店に自分の意思は必要ありません。大事な事は本部の言うことを聞く事です。

このような状況では利益を出す事は難しいと言わざるを得ません。(もちろん親会社・本部はたくさん利益が出ますが)

さてもう一つはたとえ儲かってもお金がないという問題です。

これは大変重要な事です。

この問題は**キャッシュフロー**の問題です。

決算書では利益が出ているのにお金がありません。

1 . 利益が出ているのにお金がない

ほとんどの経営者の方がこう言います。

なぜこうなるのでしょうか。

会社を始めてほんのしばらくの間は売上がそのまま売上入金であり、仕入と諸経費はそのままお金が出ていきますので、**損益計算**と**キャッシュフロー**が違ってくるなんていう事はありません。

最初は自宅の一室で何の設備もなくやっていたので、損益計算がそのままキャッシュフローでした。

しかししばらくすると自宅が事務所では大変不便なので事務所を賃借し移転します。その時に保証金を払います。通常保証金は家賃の10ヶ月程度ですから、50万円の家賃に対して保証金は500万円です。車がないと不便なので車を買います。代金は300万円ですが期の終了間際買ったので減価償却費はほとんどありません。

コンピュータも買いました。1台ではなく3台も、その代金が200万円です。

今期は売上が1,000万円ですが、経費は200万円で、減価償却費は100万円ですので損益計算上の利益は700万円です。700万円の利益に対して税金は280万円です。

かたやお金の支出は保証金の 500 万円、車の 300 万円、コンピュータの 200 万円と経費の 200 万円と税金の 280 万円の合計 1,480 万円です。

売上 1,000 万円と利益が 700 万円なのにキャッシュフローは 480 万円の**赤字**です。かくして会社は利益が出ているのにお金がありません。

2 . 資産は将来の費用であるというが

会計の勉強をしていると**費用性資産**という言葉が出てきます。

将来の費用になる資産と言う意味です。商品、建物、機械、前払費用などです。

勉強中は全く疑問に思いませんでした。建物や機械は将来的に売上に貢献するためのもので支出した時に費用とする事は期間損益上正しくありません。

収益に対応する形で費用化すべきです。

この理論は正しい、しかしこの理論に基づいて算出された損益計算上の利益に、課税されるとなると話しは少し違ってきます。

減価償却費で 5 分の 1 償却した場合、5 分の 4 は**資産計上**です。

つまり通常会社においては、5 分の 4 は利益になります。

その 5 分の 4 に対して課税される事になります。

経営者にとって一番大事な事はキャッシュフローです。

そのキャッシュフローがわからない経営者がいます。

これでは中小企業の経営はできません。

もう一つは**耐用年数**の問題です。

客観的な判断基準がないので国で定めた耐用年数表を使います。

自社の判断で耐用年数を決めてもかまいませんが、税金の申告の時には国の耐用年数表を使わなければなりません。

例えば建物の 50 年についてはどうでしょうか。50 年たったら経済状況も貨幣価値も何もかも変わっているはずですが。

どんな立派な建物でも 20 年もすればその価値は半分以下です。

電気設備、冷暖房設備が 15 年というのはどうでしょうか。そんなにもつはずがありません。パソコンの 4 年はどうでしょうか。もはやパソコンは消耗品です。

・ 流動資産とキャッシュフロー

1 . 適正在庫は固定資産です

1年以内に流動化するものは流動資産ですので、在庫はもちろん**流動資産**です。会計の勉強をしていますからそのくらいの事は私にもわかります。

しかし適正在庫は**固定資産**と同じです。

なぜならば在庫は1年以内に流動化しますが、適正在庫はいつも会社の残高として存在します。

小売業の**多店舗展開**を考えると良くわかります。新しい店舗を出店すれば在庫が必要です。その後仕入や売上によって在庫は変動しますが適正在庫はいつも残高として残っています。

だから適正在庫は固定資産と同じです。

小売業を多店舗展開している会社はいつも資金繰りが大変です。

1店舗3,000万円の在庫の店が10店舗あれば在庫は3億円です。

なおかつ当たり前ですが、この固定資産は減価償却できません。

なおかつ銀行借入金で資金調達すれば在庫に金利がかかります。

それだけではなく、元金の返済もしなければなりません。

お金のない中小零細企業がやる事ではないと思いますが、

それでも時々やる人がいます。

こうなるといつも会社の経営は資金繰りとにらめっこです。

新規部門に進出する時も同じです。適正在庫は固定資産です。

会計上は流動資産ですがキャッシュフロー上は固定資産です。

2 . なぜ売上が上がるとお金が不足するのか

これも多くの経営者の疑問です。

なかには気が付かない経営者もいます。

売上が上がれば利益が出て資金繰りが好転すると考えている経営者もいます。

とんでもありません。在庫と売掛金がある会社は売上が上がると**お金が不足**します。

事例により**売掛金**で考えてみましょう。

前期売上高は5億円で今期売上目標は7億円で

今期の売掛金の残高が1億円の場合

売掛金の回転率は5です。

来期も同じ回転率で回転した場合下記の計算のように売掛金は1億4,000万円になります。

今期の売掛金1億円が来期1億4,000万円になるわけですから、4,000万円お金が不足します。

在庫についても同じです。今期1億2,000万円の在庫が来期は1億6,800万円になりますので、4,800万円お金が不足します。

また負債である**買掛金**についても同じです。今期8,000万円の買掛金が来期1億1,200万円になりますので3,200万円お金が残ります。

売掛金による資金不足分4,000万円と在庫による資金不足分4,800万円に対して買掛金により残る資金3,200万円を引くと**5,600万円**だけお金が不足します。

つまり今期の5億円の売上が来期7億円になったら資金は5,600万円不足するのです。ですから法人税等を考慮し $5,600 \text{ 万円} \div (1 - 40\%) = 9,333 \text{ 万円}$ の利益が出ないと会社のお金は不足します。

売上が上がるとお金が豊かになるのではなくお金が不足するのです。

良くわかっていない経営者の人がいますが、キャッシュフローがわからなくては会社の経営はできません。

(なぜならばお金がなくなれば会社は継続できませんから。)

事 例		
前期売上高 5 億円 今期売上目標 7 億円 売掛金 1 億円 棚卸資産 1.2 億円 買掛金 8,000 万円		
売掛金	棚卸資産	買掛金
$\frac{5 \text{ 億円}}{1 \text{ 億円}} = 5$	$\frac{5 \text{ 億円}}{1.2 \text{ 億円}} = 4.17$	$\frac{5 \text{ 億円}}{8,000 \text{ 万円}} = 6.25$
$\frac{7 \text{ 億円}}{X} = 5$	$\frac{7 \text{ 億円}}{X} = 4.17$	$\frac{7 \text{ 億円}}{X} = 6.25$
$X = 1.4 \text{ 億円}$	$X = 1.68 \text{ 億円}$	$X = 1.12 \text{ 億円}$
$1.4 \text{ 億円} - 1 \text{ 億円} = 4,000 \text{ 万円}$	$1.68 \text{ 億円} - 1.2 \text{ 億円} = 4,800 \text{ 万円}$	$1.12 \text{ 億円} - 8,000 \text{ 万円} = 3,200 \text{ 万円}$

． 資金調達について考える

1．土地はもちろん減価償却できません

土地は譲渡した時にその譲渡代金の原価になりますが、期中ではもちろん減価償却できません。

ゴルフ会員権についても全く同じです。

期中で経費になるなんて事はありません。

ビルに入居する場合の**保証金**についても同じです。

撤退しない限り保証金は戻ってきません。

それだけでなくキャッシュフローの良くない中小企業は経費にならない土地、ゴルフ会員権、保証金の取得については慎重にならなければなりません。

2．利益も出さず増資もせず

中小企業はもともと**収益構造**が良くありませんので、あまり**利益**が出ません。中小企業経営者は少しでも利益が出ると失敗したと言います。何とか節税対策をという事になります。

そして翌期からは役員報酬を上げるというような事をします。

だから 67%の会社が赤字なのでしょう。

そして希望通り赤字になると今度は資金繰りが苦しいので何とかならないかと言ってくる。

税理士は利益が出ても何とかならないかと言われ、赤字でも資金繰りが苦しいと言われます。

何て因果な商売なんだろうと思います。

下記の表を見て下さい。法人税等の負担表です。(法人税・県民税はその支払いは損金になりませんが、事業税は損金になります。この表はその事業年度のみ負担表です。)

法人税等は比例税率ですから利益が出れば、その金額がたとえ少しでも負担は31%です。それが高いというのです。

個人で役員報酬を取ってしまった方が良いと言います。

それはそれでわかりませんが、一度役員報酬で出て行ってしまったお金は二度と会社へ入ってきません。もちろん役員個人の生活がありますから、それにもともとそんなに大きな金額ではありませんので、仕方ないと思いますが、まして**増資**なんて税理士を28年やっていますが、ほとんど経験した事はありません。

中小企業の株式は何の価値もありません。相続の時に評価されるだけです。

会社の立場から考えると利益も出さず増資もせずでは会社はまわっていくわけがありません。

(単位:万円)

	法人税	事業税	県民税	市民税	合計
100	22	5	1	3	(31%) 31
200	44	10	2	5	(31%) 61
400	88	20	4	11	(31%) 123
600	132	35	7	16	(32%) 190
800	176	49	9	22	(32%) 256
1,000	236	68	12	29	(35%) 345
1,200	296	87	15	36	(36%) 434
1,600	416	126	21	51	(38%) 614
2,000	536	164	27	66	(40%) 793
3,000	836	260	42	103	(41%) 1,241
4,000	1,136	356	57	140	(42%) 1,689
5,000	1,436	452	72	176	(43%) 2,136
10,000	3,176	932	159	390	(47%) 4,657

3. 残るは銀行借入金だけです

利益も出さず増資もせずでは

会社は設備投資も必要ですし、運転資金も必要ですので。

当然お金が足りません。

残るは**銀行借入金**だけです。

設備投資ならば長期で貸付してもらえますが、運転資金は長期では貸してくれません。

短期借入金という事になります。

5年で借りると、たとえ利息は2%だったとしても元金の返済が20%ありますので、通常の営業状態の会社は返済できません。

そこで再度借入金をするという事になります。こうなりますと銀行の立場から見ると一銭の新規貸付をしていないのに利息を取り続けられます。

この会社が倒産さえしなければ銀行にとってこんな都合の良い話しはありません。

5年の短期借入金は資金繰りから考えると**毒薬**を薄めて飲んでいる事とかわりません。

かくして1社**借金地獄**が完成です。

． 中小企業を救うのは オーナー 一族との取引です

1 . 日本は今

ご存じでしょうか？

今日本は、国も中小企業も借金づけです。

いまや国と地方の借金は **1,100 兆円**とされています。

1,100 兆円、わかりますか？

とてつもない金額です。史上空前の借金です。

どうしてこうなったのでしょうか？

40 兆円の歳入しかないのに、毎年 80 兆円使ったからです。

では、日本は大丈夫なのでしょう？

最近は大企業でもいくらか取り上げられますが、

政治家はこの事についてほとんど発言しません。

大丈夫なわけはありません、と私は思います。

2 . 日本の会社は今

会社も同じです。

日本の会社は売上が上がれば上がる程、それに比例して借金も増えます。

税理士を 28 年間やってきましたが、**無借金会社**なんて見たことがありません。

あるとしたら、それは規模の小さい会社です。

規模が比較的小さい時はいいのですが、ある程度売上が上がると、ほとんどの会社はそれに比例して借金が増えます。

それにご存じだと思いますが、日本の会社の**約 67% が赤字申告**です。

67%ですよ。

国が国なら、会社も会社です。

借金がたくさんあると会社をやめようと思ってもやめられません。

借金を整理しない限り、会社はやめられないのです。

それから事業承継が問題です。

次の代の方はマイナスからのスタートならば、ゼロからのスタートを望みます。

これは至って当たり前の事です。

たとえ事業承継したとしても、借金のある会社を続けるのです。

これでは将来に希望が持てません。

3 . 大企業は

東証 1 部上場企業は無借金会社は何社あると思いますか？

知人の経営者に聞いてみました。大半の人が 100 社ぐらいか、というのです。

実は、東証 1 部上場企業の **40%**は無借金会社なのです。

東証 1 部上場企業は **1749 社**ありますので、無借金会社は約 **700 社**になります。実に驚くべき数字です。

2 部と店頭にも無借金会社がかなりありますので、日本の場合、大企業と中小企業では、財務の実態がまったく違うということになります。

では、借金づけの会社と無借金会社とでは何が原因でこうなったのでしょうか？

利益でしょうか？

私も最初はそう思いましたが、実は利益ではないのです。

もちろん、利益も財務体質に影響を及ぼしますが、

最も影響力が大きいのは資金調達です。

東証 1 部上場企業の資金調達は、ほとんど証券市場から **株式**という形の増資で

調達されます。しかし、中小企業には**銀行借入金**という道しか残っていません。

株式による調達には社外流出するものは配当しかありませんが、銀行借入金には元金の返済というものがあります。5 年返済の元金は借入金の 20% ですので、銀行借入金の返済は、利息 2% と合わせて 22% と同じという事になります。

これでは勝負に勝てません。

4 . 中小企業を救うのはオーナー一族との取引です。

中小企業に**増資**はあり得ません。**上場**でもしない限り、中小企業の株式は相続の時評価され相続税が課税されるだけで財産的価値がありません。オーナー一族ならばまだしも第三者が増資に応じてくれるなんて事はあり得ません。

そんなわけですから、大企業に比べ中小企業の資金調達手段は銀行借入金しかないという事になります。

唯一あり得るとしたらオーナー一族との取引です。

少人数私募債はどうでしょうか。

私は**社債利息**を **7%**取っています。税金は **20%**で**源泉分離課税**です。

つまり確定申告不要です。社債を払った翌月 10 日までに国に 15%、県に 5% 払えばそれでおしまいです。今、定期預金の利息は 0.3% 程度ですから社債利息 7% は実に素晴らしい利息です。これならば個人にとっても実にありがたい制度になりますし、会社にとっても豊富な資金が調達されるならば実にありがたい事です。

なおかつ**満期**は **10 年**でどうでしょうか。

これで会社に**償還**のための資金が準備できたら文句の言いようがありません。

． 少人数私募債は中小企業を救う

そんなわけですから中小企業にとっての救世主は**オーナー一族**との取引という事になります。

とりわけ**少人数私募債**は大変な効果を発揮します。

少人数私募債は中小企業向けの社債ですので負債です。ですからこれを発行している会社は当然無借金会社というわけではないのですが、その性格はほとんど資本金と同じですから**実質無借金会社**であると言っても良いと思いますがどうでしょうか。

1．少人数私募債とは

少人数私募債とは、銀行抜きで株式会社等(今回の商法改正により**ほとんどの会社**が発行可能になりました)が**無担保**で資金を調達できるという、企業にとっては非常に便利な資金調達法です。

一般の社債が投資家の金利目的での利用であって不特定多数が社債権者であるのに対し、少人数私募債は**特別縁故者**(社債権者の数は49名までが限度)ばかりを対象とするので、全て顔が見える人達となります。

また、一般の社債のように社債発行の条件である管理会社を設立する必要がないので、管理手数料等の**運営コスト**がかかりません。

更に少人数私募債は、その発行を**取締役会で議決**するだけででき、償還期間や利息、発行金額などを自由に取り決められるので、その取扱いがいたってシンプルな社債と言えます。

しかも複雑な届出等が一切必要ないことから時間的にも極めて優れたものの社債です。

2．社債利息

そんなわけで私は社債利息を**7%**取っています。それが良いか悪いかではなく、取れるか取れないかが問題であると思っています。

仮に1億円の社債があると年間利息は700万円です。

なおかつ税金は20%の**源泉分離課税**です。つまり**確定申告不要**です。

国に15%、県に5%納めればそれでおしまいです。

他の所得と合算される事はありません。

そしてその源泉税は140万円ですので、1億円の社債利息の手取りは560万円です。

2億円ならば社債利息は1,400万円、手取りは1,120万円です。

役員報酬なんかいらないくらいです。実際に役員報酬は年間600万円ぐらいしか取らず社債利息を1,400万円取っている人がいます。役員報酬が適正ならば何の問題もありません。

3. 誰から

それではその少人数私募債は誰から出資してもらったらいいのでしょうか。

時々、少人数私募債を大量に発行してから倒産してしまう中小企業に出会う事があります。

これはサギです。

私は**オーナー一族**に限るべきであると思っています。

社長とその**奥さん**、**子供**ならびに**父**と**母**くらいでしょうか。

私は父から1,000万円の少人数私募債を出してもらっていますが、年に1回手取り額56万円をキャッシュで持参しています。

父は喜び知り合いに自慢しています。私もうれしいし会社も助かります。

私は第三者から少人数私募債を出資してもらって良いのは会社に返済原資が出来てからであるべきだと思っています。

(実はその時にはもう少人数私募債を必要としません)

4 . 償還はどうするのか

私は**10年償還**で発行しています。

実を言うとこんな素晴らしい制度だからいつまでも持っていて償還なんてしたくありません。

私は10年経ったら再度また10年発行するつもりでいます。

5 . 償還のための原資は

私は少人数私募債のうち概ねその20%を海外ファンドに投資しています。

1億円の場合は2,000万円です。

オフショアの海外ファンドは預金利子税がないので複利の運用です。

年20%で運用された場合には10年で6倍、20年で38倍になります。

(そうなるかもしれませんが、ならないかもしれません)

つまり2,000万円は10年後には1億2,000万円、

20年後には7億6,000万円になります、そして

いつでも**償還のための原資**が用意出来ています。

また減価償却資産に自己資金で投資した場合には、減価償却費は損金になりますが、会社から支出しません。その金額が会社に留保されます。

6 . 少人数私募債は中小企業を救う

少人数私募債により、会社に資金が入るため

会社が豊かになります。

7%の社債利息で手取額はその80%なので

個人が豊かになります、

少人数私募債により

会社は現金で新規投資が出来、

なおかつ個人は償還できる財源が会社にあるため、

償還期限がくれば償還できます。

少人数私募債は中小企業を救うと思いますがどうでしょうか。

・ 少人数私募債で減価償却資産を 購入する

建物や車や備品などの減価償却資産を購入すればその金額を何年間に分けて減価償却します。

この章では、その**減価償却資産の購入**と**減価償却費**について考えてみましょう。

1 . その年度の損益を適正に算出するのが目的

建物や車や機械など土地を除く固定資産は、金額的に多額かつその消費が長期間に及ぶため、何らかの会計上の仮定を設けて年度ごとの必要額を計上する必要があります。もし、消耗品の鉛筆と同じように、固定資産である本社建物を購入した時に全額費用とすると、その年度が大赤字となってしまいます。

損益計算の要件である比較可能性が著しく阻害されてしまう事になります。

その**会計上の仮定**こそが減価償却なのです。

そしてその主要な計算要因である使用可能期間（**耐用年数**）は中小企業の場合、税法の定めた仮定の年数に準ずる場合がほとんどです。

2 . 減価償却資産を銀行借入金で購入すれば

耐用年数5年の1,000万円の機械を5年返済の1,000万円の銀行借入金で購入します。1,000万円銀行から借りて1,000万円の減価償却資産を購入したわけですからキャッシュの増減はありません。

かたや減価償却費は会社から**お金は出ていきませんが、損金**になります。

1年目は $1,000 \text{万円} \times 50\% = 500 \text{万円}$ です。

2年目は $500 \text{万円} \times 50\% = 250 \text{万円}$

3年目は $250 \text{万円} \times 50\% = 125 \text{万円}$

4年目は $125 \text{万円} \times 50\% = 62.5 \text{万円}$

5年目は $1,000 \text{万円} - 937.5 \text{万円} - 1 \text{円} = 62.5 \text{万円}$ です。

年	今までの償却費	新償却費
2	0.684	1.000
3	0.536	0.833
4	0.438	0.625
5	0.369	0.500
6	0.319	0.417

かたや銀行借入金は1,000万円を5年で返済しますので、1年目の元金返済は200万円です。

1年目のキャッシュは減価償却費が500万円で元金返済額が200万円ですから300万円キャッシュが増えます。

しかし5年間で計算すると減価償却費の合計と元金返済額は同額になります。

減価償却資産を銀行借入金で購入する取引は、資金という点から考えれば減価償却費の耐用年数と同じかあるいはそれよりも長い銀行借入金望ましいという事になります。

しかし建物の耐用年数は鉄骨鉄筋コンクリート造の場合は50年ですが、銀行借入金は50年返済では貸してくれません。

3. 減価償却資産をキャッシュで購入すれば

前の例と同じように耐用年数5年の1,000万円の機械を1,000万円のキャッシュで購入します。

減価償却費は会社からお金は出ていきませんが、損金になります。

1年目は500万円、2年目は250万円、3年目は125万円、4年目は62.5万円、5年目は62.5万円で、合計1,000万円です。

その減価償却費分だけ会社にキャッシュが増えます。

4. 自己金融

自己資金で減価償却資産を購入すれば毎期減価償却費分だけ資金余剰が生まれます。最初に車をキャッシュで購入すれば、たとえ会社の利益が出ていなくても次回もキャッシュで車を購入する事ができます。

簡単な事ですが減価償却資産をいつも借入金で購入している人にはなかなか理解できません。

これを**自己金融**といいます。

私は金持ち会社と貧乏会社との違いは、減価償却資産をキャッシュで買うかどうかだと思っています。

最初にキャッシュで買えば、ずっとキャッシュで買う事ができます。

1度会社が豊かになれば、ずっと豊かです。

豊かになるために、スタートはまず減価償却資産の自己資金購入だと思いますがどうでしょうか。

． 少人数私募債の財源をつくる

1． 会社はお金が無ければやっていけない。

会社が成長するためには**お金**が必要です。

物を仕入れれば在庫になりますし、掛で売れば売掛金になります。

設備投資も必要ですし、事務所、店舗を借りれば保証金が必要です。

それに対し会社は、利益も出さず増資もせずでは増えるのは銀行借入金だけです。

ごく簡単な理屈だと思いますが、わかっていない人がいます。

もしかしたら利益も出さず増資もせずでも会社が成長するとでも思っているでしょうか。

2． 一度入ったお金は二度と出てこない

経営者は人よりやや高い**役員報酬**を取りますが、そのお金は二度と会社へ出てくるといふ事はありません。

個人にはそれなりの**個人の生活**がありますから、無理もないと思いますが、一度入ったお金は二度と出てきません。

会社は利益が出ない場合には増資でもしない限り資金は不足しますが、それでもお金は二度と出てきません。

3． 役員報酬の半分は会社からの預り金

会社はもともとお金がなければやっていけないものです。

個人に一度入ったお金は二度と会社に出てこないのでは、増えるのは銀行借入金だけです。

役員報酬として入った役員のお金の半分は会社からの**預り金**と考えましょう。

そうしないとやっていけませんから。

役員は役員報酬として受け取った金額のうち半分を会社へ預り金として預けます。
役員が2人いれば2人とも、3人いれば3人ともです。
会社は決算期まで預かっていたお金を、年1回少人数私募債へ振替えます。
そうすれば毎年多額の社債利息をもらう事ができます。
定期預金の利息よりもずっと多額です。
個人で資金運用するよりずっと有利だと思います。
償還期間は、もし個人的に使う予定があったら、10年でなく5年にしたらどうでしょうか。
私も最初は5年にしていました。
しかしこんな有利な制度ですから、償還なんてしたくありません。
それで今は10年にしています。

4 . 個人のお金

経営者個人は会社の経営と同時に**個人の生活**もあります。
自宅を建てたいとか、子供の**教育費**が必要だとか。
会社への少人数私募債の出資を利用して実現したらどうでしょうか。
そのお金が必要な時までは、生活費の残りは全て少人数私募債へ出資します。
会社はその金額で設備投資をします。
社債利息は7%です。定期預金の利息の0.03%とは話しが違います。
その社債利息も再度少人数私募債へ出資したらどうでしょうか。
何年後かにお金が必要な時に、その少人数私募債を償還します。
先日私のお客さんで10年後にその少人数私募債を解約し1億円の豪邸を建てた人がいます。
これならば会社が豊かになり個人も豊かになります。
時々個人所有で多額の株とか個人でへそくりの定期預金を持っている人がいますが、
経営者だったら少し話しが違う気がしますけどどうでしょうか。
当然、少人数私募債で会社へ出資するべきです。
それが中小企業経営です。

・ 役員退職金

1 . 役員退職金の適正額

法人税法上、退職した役員に対して役員退職金として支給した金額のうち、不相当に高額な部分の金額は、法人税の計算上、損金算入できないと定めています。

しかし具体的に相当に認められる退職金がいくらなのか、という点については、「その役員がその会社の業務に従事した期間、その退職の事情、同業種同規模法人における役員退職金の支給状況等に照らし、その退職した役員に対する退職給与として相当であると認められる金額」と定めているにすぎません。

従って、いざ退職金を支払う段になって、いくらまでの退職金であれば損金として認められるのかがしばしば問題となります。

実務上は**功績倍率法**により退職金が支給される例が多く見られます。

$$\text{退職直前の役員月額報酬} \times \text{勤務年数} \times \text{功績倍率} = \text{役員退職金}$$

この場合の功績倍率とは当社と類似する法人を数社選定し、その平均的功績倍率をもって当社の功績倍率とする方法が一般的です。

事例として下記のようになります。

(1) 役員退職慰労金

$$\begin{array}{rcccl} \text{最終報酬月額} & & \text{勤務年数} & & \text{功績倍率} \\ 100 \text{ 万円} & \times & 20 \text{ 年} & \times & 3 \text{ 倍} & = & 6,000 \text{ 万円} \end{array}$$

(2) 功労加算金

$$\begin{array}{rcccl} \text{役員退職慰労金} & & & & \\ 6,000 \text{ 万円} & \times & 20\% & & & = & 1,200 \text{ 万円} \end{array}$$

$$\text{合 計} \qquad \qquad \qquad 7,200 \text{ 万円}$$

2 . 役員退職金に対する税金は

退職金は退職所得として他の所得と**分離し退職所得控除額控除後の金額の2分の1総合課税**です。

計算は下記のようになりますが、極めて有利な税制であると言えます。

まさにもらわなくては損という感じです。

$$\begin{array}{l} \text{役員退職慰労金} \quad \text{退職所得控除額} \qquad \qquad \qquad \text{所得税・住民税} \\ (7,200 \text{ 万円} - 40 \text{ 万円} \times 20 \text{ 年}) \times \frac{1}{2} \times 50\% - 280 \text{ 万円} = 1,320 \text{ 万円} \end{array}$$

3 . 退職とみなされるための要件

会社が役員**の分掌変更**又は**改選による再任等**に際しその役員に対し退職給与として支給した給与については、その支給が、例えば次に掲げるような事実があ

ったことによるものであるなど、その分掌変更等によりその役員としての地位又は職務の内容が激変し、実質的に退職したと同様の事情にあると認められることによるものである場合には、これを退職給与として取り扱うことができます。

- (1) 常勤役員が非常勤役員(常時勤務していないものであっても代表権を有する者及び代表権は有しないが実質的にその法人の経営上主要な地位を占めていると認められる者を除く。)になったこと。
- (2) 取締役が監査役(監査役でありながら実質的にその法人の経営上主要な地位を占めていると認められる者及びその法人の株主等で使用人兼務役員とされない役員に掲げる要件の全てを満たしている者を除く。)になったこと。
- (3) 分掌変更等の後における報酬が激減(概ね50%以上の減少)したこと。

4. 退職金を2回貰う

生前に代表取締役を退職し、代表権を有しない取締役にになりました。

将来その取締役が亡くなれば会社はもう一回退職金を払います。

この**2度目の退職金**は、遺族に支給されるもので、相続税の対象になります。その金額は1回目の退職金から後の期間の取締役時代の退職金ですから、1回目ほど高額にならないでしょう。

しかし実際にはそれが相続税の資金源になる事が多いので遺族にとってはありがたいものです。

5. 生前退職金は再度少人数私募債で会社へ出資する

先日、私の事務所にある会社のオーナーが訪ねてきました。

役員退職金を取り、退職したいというのです。

彼は3社経営しているので、そのうちの2社は後継者である長男及び次男に承継するのだそうです。

残りの1社は管理会社なので、一生涯死ぬまでやると言っていました。

退職金は彼と彼の妻の2人で、2社×2人=4回取れます。

かなりの多額に上りますが、取ると言っていました。

会社にはそのための蓄えはありますが、それを払ってしまうと急に資金繰りが苦しくなります。

どうするのですか、と私が聞いたら、税金を払った残りは再度少人数私募債として会社へ出資するのだそうです。

そうする事によって彼と彼の奥さんは相当多額の社債利息を取れますし、会社は資金繰りが悪化する事がなくなります。

素晴らしいですね、と私が言ったら、あなたが教えてくれたんだと言われました。

1. 個人の土地・建物を管理会社へ譲渡する

1. いつまでも土地を持っているのは国と個人だけです

日本の土地はバブル崩壊後 15 年間下がり続けています。

今の価格はバブル時の 3 分の 1 から 5 分の 1 になりました。

いつまでたっても土地を持っているのは日本の国と日本の個人だけです。

大企業はとっくに土地は処分しています。

いかに先祖伝来の土地とはいえ、何て辛抱強い国民なんだろうと思います。

価格が 3 分の 1 から 5 分の 1 になったのにそれでも処分せずに我慢しています。

ある本にこんな事が書かれていました。

あっちが得だと言っても **動かない**

どんな仕打ちを受けても **怒らない**

ひたすら低金利の日本で **じっとしている**

どうですか、今の日本の国民を良く表していると思いませんか。

都心を中心としてミニバブルといわれている今こそ、最後のチャンスです。

自分の土地を第三者に譲渡するのがいやならば、或いは本社の敷地のように第三者に譲渡する事ができない土地ならば自分の経営している管理会社へ譲渡したらどうでしょうか。

2. 個人の土地を管理会社へ譲渡する

個人所有の本社の土地建物を **管理会社へ譲渡** します。

譲渡代金は土地が 40 万円 × 250 坪で 1 億円と建物代金が 2,000 万円の合計 1 億 2,000 万円です。

譲渡価額	土地原価	建物原価	税率	譲渡所得税等
(1 億 2,000 万円 - 500 万円 - 2,000 万円)			× 20%	= 1,900 万円
譲渡価額	譲渡所得税等	差引手取額		
1 億 2,000 万円 - 1,900 万円		= 1 億 100 万円		

しかし、譲渡所得税等が 1,900 万円かかりますので、差引手取額は 1 億 100 万円です。

3. もし土地建物を購入するんだったら

もし土地建物を購入するんだったら **本社の土地建物** がお勧めです。

メリットの 1 番目は **値段が安い** という事です。中古ですから当たり前ですが、未償却残高での取引となります。

100 坪 × 70 万円 = 7,000 万円で作った建物も 20 年後の未償却残高は 2,000 万円

す。それで家賃が坪 8,000 円の 80 万円であれば建物だけの利回りは 48%という事になります。

メリットの 2 番目は**空室の心配**がないという事です。

自分が経営している会社の本社ですから、会社が倒産しない限り空室になるという事はありません。

4 . 管理会社の計算

管理会社は個人から土地代 40 万円 × 250 万円 = 1 億円と建物代 2,000 万円の合計 1 億 2,000 万円で本社の土地建物を銀行借入金で購入しました。

家賃は月 80 万円で年間 960 万円です。

銀行借入金は 20 年間で返済しますので、年間元金返済額は 600 万円で支払利息は 2%の 240 万円です。

減価償却費は年間 200 万円です。

その他固定資産税等の諸費用がかかりますので、その他経費は年間 120 万円です。

その結果損益計算では **400 万円の利益**が出ますが、収支計算では **収支差額はゼロ**です。

(単位：万円)

	損益計算	収支計算
家賃収入	960	960
元金返済額		600
支払利息	240	240
減価償却費	200	
その他経費	120	120
利益・収支差額	400	0

5 . 利回りは

さてこの取引の結果どんな利回りになったのでしょうか。

建物だけの利回りは **48%**です。

土地代の 1 億円を入れると利回りは $960 \text{ 万円} \div 1 \text{ 億} 2,000 \text{ 万円} = \mathbf{8\%}$ という事になります。

6 . 個人の1億100万円は

個人の土地・建物を管理会社へ譲渡する事によってできた1億100万円はどうしたら良いでしょうか。

個人とはお父さんの事であり、高齢で相続税の心配がある場合には、お父さんが被保険者になり本人が受取人となる生命保険に加入するというのはいかがでしょうか。

お父さんに相続が発生した時に本人に生命保険が入ります。

生命保険金は500万円×法定相続人の数だけ非課税となります。

またその1億100万円で管理会社が発行する少人数私募債へ出資するというのはいかがでしょうか。

管理会社はその1億100万円で高利回りの海外ファンドを購入します。

上手く回れば管理会社にとって大変大きな財産となります。

7 . 不動産鑑定士の鑑定評価

建物の売買は未償却残高が良いと思いますが、土地の売買は**時価**が原則です。ましてこの取引は同族間取引ですから**不動産鑑定士の鑑定評価**を取り、正しい時価で取引しなければなりません。

- ・ 店舗用の土地を譲渡する。
事業用定期借地権で土地を借りて
店舗を建てる。

1 . 土地取得の問題点

会社が土地を購入する場合における最大の問題点は、土地代が**損金にならない**という事です。

その土地を譲渡する場合には、譲渡代金の原価になりますが、その土地を取得し続けている限り損金にはなりません。

それだけでなくあまり利益が出ない中小企業のやる事ではないと思いますが、それでも時々土地を買う人がいます。事業のためにどうしても必要というのはわからなくもありませんが、私は中小企業のやる事ではないと思っています。

今どき土地を買って事業をしているのは、中小企業だけです。

お金を持っている大企業でも、今は土地を買いません。

借入金で土地を買った場合には、借入金の元金の返済はもちろん損金になりませんので、その分利益が出ていないと資金が不足します。

1億円の土地を20年間の返済予定の借入金で借りた場合、1年間の返済額は500万円です。その500万円を利益から返済するわけですから、返済に必要な資金は

$$500 \text{ 万円} \div (1 - 40\%) = 833 \text{ 万円}$$

となります。

つまり年間833万円の利益が出ないと、借入金は返済できないのです。

という事は、833万円の利益が出ても会社には資金が残らないという事です。

もし利益が出なければ、元金は返済できません。

再度借入金という事になります。

2 . 定期借地権とは

(1) 事業用定期借地権

借地期間を10年以上20年以下とし、事業用に建物を建てて利用するための定期借地権で、住宅には使えません。

2008年1月から改正され借地期間は50年までとなりました。

(2) 建物譲渡特約付借地権

契約後30年以上経過した地点で土地所有者が建物を買い取ることをあらかじめ約束しておきます。買い取った時点で借地権がなくなります。

(3) 一般定期借地権 借地期間を50年以上としたもの。期間の満了に伴い、原則として建物を取り壊して土地を返還する必要があります。

3. 店舗用の土地を譲渡する

20店舗展開しています。そのうち4店舗は自社で土地を購入し建物を建てています。当時この土地は土地オーナーが建物を建てて貸してくれませんでしたので、仕方なく買いました

あれから10年住宅地として、大変良い立地になりました。200坪あります。10年前に坪60万円で購入しました。

さすがに10年間で値段が下がりました。現在の時価は坪50万円です。

一時にはもっと下がって坪30万円ぐらいになりましたが、今はややミニバブルなのででしょうか、坪50万円で譲渡可能です。

譲渡代金は1億円です。もちろん取得価額を割っての譲渡ですから、譲渡所得税等は出ません。**譲渡損が2,000万円出ます。**

4. 30年の定期借地権で土地を借りる

交渉の結果、絶好の立地が見つかりました。

なおかつ土地は倍の400坪あります。

地代は坪1,500円ですから、400坪で**月60万円です。**

保証金は地代の5ヶ月分で**300万円です。**

その代金で土地オーナーが土地の整地をします。

期間は**建物譲渡特約付借地権**で**30年**です。

5. 自己資金で建物を建てる

坪40万円で250坪の建物を建てました。

総額1億円です。

耐用年数は31年ですから、1年間の減価償却費は1億円÷31年=322万円です。自己資金で建てたわけですから、その分会社には資金が留保されます。

10年で3,220万円、20年で6,440万円、30年で9,660万円です。

その資金を毎月25万円の海外ファンドの積立型へ投資し、仮に年14%で運用された場合、10年で6,476万円、20年で3億2,529万円、30年で13億7,324万円になります(もちろんそうなる事もありますし、そうならない事もあります)。

・借入金と資金運用では 右と左ほど違います

1. 借入金

1億円の借入金で1億円の**減価償却資産**を購入しました。

返済期間は20年、支払利息は3%です。

1年間の元金の返済額は500万円です。

20年間で1億円返済します。

20年間の支払利息の合計額は3,328万円です。

20年間で元利合計1億3,328万円支払います。

お金を借りたわけですから、元金の返済をするのは当たり前だし、

利息を払うのも当たり前です。

2. 自己資金による投資

今度は仮に1億円持っていたとしましょう。

その1億円で減価償却資産を購入しました。

わかりやすくするために仮に**耐用年数**を返済期間と同じ20年とします。

定額法で計算すると1年間の減価償却費は500万円です。

そして20年間の減価償却費の合計は1億円です。

減価償却費は会社の経費になりますが、お金は支出しません。

つまり減価償却費分だけ資金が会社に残ります。

20年間で1億円です。

これを**自己金融**といいます。

いつも借入金で投資している人にこの事を何度説明しても

理解してくれません。

借入金で投資している場合には減価償却費だけ借入金の元金の返済がありま

すので、会社にお金がたまるという事はありません。

というか耐用年数20年の時に20年間の返済期間ではお金が借りる事ができま

せん、せいぜい10年という事になります。

ですから、減価償却費よりも返済額の方が多いわけですから、

その分資金が不足します。

だから自己資金で投資した場合、

減価償却費分だけ会社にお金が残るという事を理解できないのです。

3. 資金運用

年間500万円の減価償却費分だけ会社にお金が残るのならば、そしてそのお金は課税対象にならないのであるならば、毎月40万円ずつ定期積立をしたらどうでしょうか。

毎月投資するという事は**ドルコスト平均法**という事です。
毎月一定日に一定額ずつ投資するので価格が下がれば下がるほど購入可能な単位数が増えていき、逆に価格が上がると購入する単位数を抑えていくことになるから、結果的に平均買付単位が平準化されることとなります。
ある本に**損をする方が難しいシステム**と書かれていました。
その積立型のオフショアの海外ファンドへ投資し、年14%で運用された場合10年目には1億3,623万円になります。
20年目には5億2,046万円になります。
(そうなる事もありますし、もちろんそうならない事もあります)
なぜオフショアなのでしょう。オフショアに投資をすると利息に税金がかかりません。
そのまま解約しないで運用すれば複利という事になります。
複利は20世紀の大発見と言われています。

4. 差額

借入金をする理由は会社にお金がなかったから、借入金をしたのです。
20年間の元利合計は1億3,328万円です。
資金運用のケースはキャッシュが1億円があった場合です。
20年間運用後の残高は5億2,046万円です。
2つのケースの差額は**6億5,374万円**です。
なんと驚くべき数字でしょうか。
かくいう私も計算してみて驚きました、こんなに違うのかと。
借入金と資金運用では右と左ほど違います。

5. お金持ち会社と貧乏会社の違いはこれだと思いますが、 どうでしょうか。

格差社会といわれています。
お金の人はどんどんお金持ちになりお金のない人は加速度的に貧乏になります。
理由の1つはこれではないかと思えます。
最初に借入金で車を買えば、次の回も借入金です。
最初に**キャッシュ**で車を買えば、次の回もキャッシュです。
同じ理屈だと思いますが、どうでしょうか。
税理士ですから、よくこんな質問を受けます。
減価償却資産を購入しようと思いますが、キャッシュでしょうか、銀行借入金でしょうか、リースでしょうか、答えはわかっています。キャッシュです。
もしキャッシュを持っているのであれば、もちろんキャッシュです。

．事業承継税制

平成 18 年 12 月の平成 20 年度税制改正大綱により事業承継税制が発表されました。

当初は 8 割の評価減といわれていましたが、蓋を開けてみたら 8 割の納税猶予という事になりました。

8 割の評価減ならば相続が終わればそれで終わりですが、納税猶予という事になると少し話しが違います。

担保の問題とか、納税猶予が打ち切られる場合とか、その後も影響を引きずります。

しかし、どちらにしてもこの制度を使えば相続税は画期的に減少します。その改正された内容について以下、検討していきたいと思います。

1．納税猶予制度の創設と適用時期

「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」の具体的内容は、平成 21 年度税制改正において定められます。これは経済産業省所管の「中小企業の事業の継続の円滑化に関する法律(仮称)」(以下「**円滑化法**」といいます。)の制定後、同法の規定に基づく政策税制として**納税猶予制度**が設けられる予定のためです。

このため、納税猶予制度は、円滑化法の施行日後(**平成 20 年 10 月**を予定)の相続等にさかのぼって適用することとされています。

2．納税猶予制度の概要

(1) 納税猶予とは

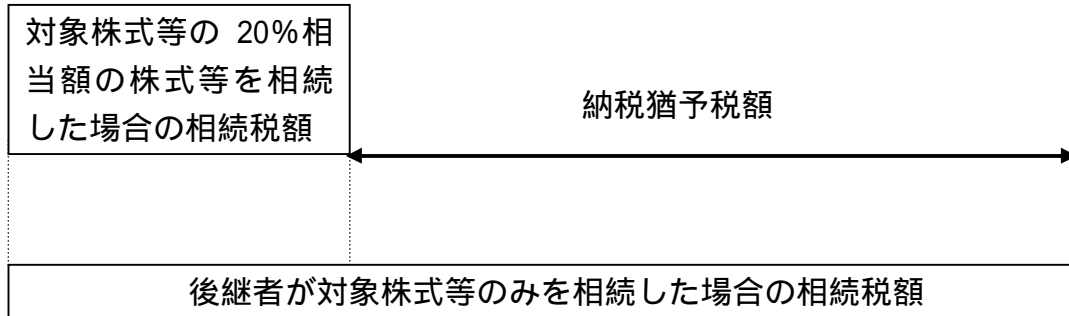
納税猶予制度とは、小規模宅地等の評価減などの課税価格の減額特例とは異なり、一定の要件を満たす期間、相続税の納税を猶予するという納付の特例です。要件を満たさなくなった場合には、猶予された相続税と利子税(遅延利息)を納付することになります。

(2) 納税猶予額の計算

事業承継相続人が、非上場会社を経営していた被相続人から相続等により会社の株式等を取得し、その会社を経営していく場合には、事業承継相続人が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した議決権株式等で、発行済議決権株式の総数等の**3分の2**に達するまでの部分に係る課税価格の**80%**に対応する相続税の納税が猶予されます。

納税猶予額は、次の算式で計算します。

「納税猶予額 = 納税猶予の対象株式のみを相続した場合の相続税額 - その対象株式の額の 20%相当額の株式を相続した場合の相続税額」



3. 適用要件

(1) 事業承継相続人（後継者）とは

「**事業承継相続人**」とは、経済産業大臣の認定を受けた一定の中小企業の発行済株式等について、同族関係者と合わせその**過半数**を保有し、かつ、その同族関係者の中で**筆頭株主**である後継者をいいます。

(2) 会社を営んでいた被相続人とは

「**会社を営んでいた被相続人**」とは、その会社の発行済株式等について、同族関係者と合わせその**過半数**を保有し、かつ、その同族関係者（事業承継相続人を除く。）の中で**筆頭株主**であったことが要件です。

(3) 適用会社は

対象会社は、**中小企業基本法上の中小企業**です。
ただし個人の**資産管理法人**は除外されます。

	資本金（ 又は ）従業員数	
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

(4) 株式の担保提供

納税猶予の適用を受けるには、対象株式等を全て**担保**提供することが求められます。

4 . 納税猶予税額の免除

事業承継相続人が納税猶予の対象となった株式等を死亡の時まで保有し続けた場合など一定の場合には、猶予税額の納付が免除されます。

5 . 納税猶予の打ち切り

(1) 事業を継続しない場合

その事業承継相続人が、相続税の法定申告期限から **5年間**の間に、代表者でなくなるなど事業を継続していないと認められる場合には、その時点で猶予税額の全額と利子税を納付することになります。

の「事業継続」の判定について、経済産業省のホームページでは、次の要件を満たすこととしています。

- * 事業承継相続人が**代表者**であること。
- * 雇用の**8割**以上を維持すること。
- * 事業承継相続人が相続した対象株式を**継続保有**。

(2) 対象株式を譲渡等した場合

(1)の期間経過後、対象株式等を**譲渡等**した場合は、その時点で対象株式等に係わる譲渡株式等の割合に応じた猶予税額と利子税を納付します。

6 . この税制改正による影響

この税制改正による影響ははかりしれなく大きいと思います。

例えば純資産価額 20 億円の会社の株式の評価は、

$$\begin{array}{ccccccc} & \text{評価} & & \text{納税猶予} & & \text{持株} & \\ & & & & & & \\ 20 \text{ 億円} & \times 50\% & \times & (1 - 80\%) & \times & 50\% & = 1 \text{ 億円} \end{array}$$

という事になります。

つまり純資産価額 20 億円の会社の相続税の課税価格に算入される価格は 1 億円という事になります。

これならばさほど大きな重税感を感じないでしょう。

評価が 50%とは

会社の規模にもよりますが、通常純資産価額よりも類似業種比準価額方式の方が、評価が低くなります。

少し乱暴な数字かもしれませんが、純資産価額が 20 億円の時には評価はだいたいその 50%ぐらいという意味です。

持株が 50%とは

会社を運営していた被相続人が、会社の株を 50%持っていたらと仮定しました。

(1) あまり小さな会社は適用しない

純資産価額が何千万円ぐらいの会社は適用してもその効果はあまり大きくありません。他に相続財産があまりなければ相続税はかかりません。また少しだけの相続税ならば、納税猶予を適用したくないと考える人もあるでしょう。

その結果、あまり小さな会社はこの制度を適用しないのではないのでしょうか。

(2) 値上がりするものは会社で所有

会社は純資産価額が増えても、事業承継税制を適用し、この程度の株式評価で済むのであれば、財産は個人で所有するより会社で所有していた方が、断然有利です。

特に値上がりするものは個人で所有するよりも会社で所有した方が良いという事になります。

(3) 土地・建物の現物出資

個人で所有している土地・建物は会社へ現物出資したらどうでしょうか。会社で所有し事業承継税制を適用すれば、あまり大きな相続税の負担はありません。

個人で所有しているよりも相続税が格段に少なくて済みます。

しかし、「個人資産の管理等を行う法人の利用等による租税回避行為を防止する措置を講ずる」と改正案にありますので、遊休地の現物出資はこれに該当する可能性がありますので、今後の動向をよく見定めなければなりません。

しかし本社や営業所の土地建物がこれに該当する事は考えられませんが、これらは会社へ現物出資したらどうでしょうか。

・ 財産の所有の仕方

この小冊子の中で一番重要な問題について書きます。

それは財産の所有の仕方です。

御存知のとおり、日本の**相続税**の最高税率は50%です。

三代相続すると財産はなくなると言われています。

日本は、オーストラリアや香港のように相続税がない国とは違うのです。

また**所得税、住民税**の最高税率も50%です。

そこで大事なことは、所得がたくさんありながら、所得税・住民税が少なくて
すむことと、

たくさんの財産がありながら相続税が少なくてすむ事です。

それについて書きます。

1 . 個人財産は持たない

個人で持っているものすべて**少数私募債**で会社へ出資します。

土地・建物・株・ゴルフ会員権全て譲渡し、会社へ出資します。

そうする事によって会社が豊かになります。

その結果、個人が持っているものは少数私募債だけとなります。

社債利息は7%、20%の源泉分離課税ですので差引手取額は5.6%です。

償還期間は10年です。

10年経ったらまた10年再発行します。

だってこんな条件の良い社債利息を取り続けられるのだったら償還なんて
したくありませんから。

会社は少数私募債で減価償却資産に投資しましたので、減価償却費分だけ
資金が会社に留保されます。

また会社から高利回りの海外ファンドへ投資します。

もし20%で運用されれば、10年で6倍、20年で38倍になります。

(そうならないかもしれませんが、そうなるかもしれません)

少数私募債はいつでも償還できます。

でも償還しません。

もし、その社債が2億円あれば社債利息は1,400万円、源泉税が280万円
差引手取額は、1,120万円です。

役員報酬は月額100万円で、1年間で1,200万円ですが、確定申告で
社債利息と合算される事はありません。

1,200万円の役員報酬に対する所得税・住民税は約200万円ですから差引手取
額は約1,000万円です。

2. 事業承継税制を適用する場合

平成 18 年 12 月に**事業承継税制**が発表されました。

平成 21 年度税制改正から適用になる予定です。

これから国会で決議され、詳しい内容は順次出そろいますから

詳しい事についてはこれからですが、税制改正大綱だけでも概要はわかります。

それにしても大盤振る舞いだと思います。

何と言っても 80%の納税猶予ですから、今後多くの会社がこの税制を利用すると思います。

私の考えを少し書かせていただきます。

(1) これからは自己資本を充実する

80%納税猶予してくれるのであれば、そして 20%の納税だけという事になったら会社は**自己資本が充実**した方が良いという事になります。

先の新聞報道では 20 億円までとなっていました、今回の大綱ではふれられていませんでしたが何らかの上限はできると思います。

もし 20 億円の課税価格の 20%だけ課税対象になり、もし被相続人が 50%所有していた場合には、課税価格は 2 億円という事になります。

これならばさほど大きな相続税の負担を感じないですみます。

今後は会社への増資や現物出資が行われると思います。

会社は、豊かでなくてはならない(なぜならば会社は事業を行うわけですから、いくらお金があっても多すぎるという事はありません)と私は思います。

また、今後値上がりするものは会社で持った方が良いでしょう。

今までとかく事業承継対策と言って、場合によっては会社の事業を本当に悪くする事もあったやに聞いていますが。

これからは会社の自己資本はどんどん充実すべきです。

(2) 租税回避行為

個人資産の管理等を行う法人の利用等による**租税回避行為**を防止する措置を講ずると書いてあります。

何を意図しているのでしょうか。少し気になります。

たぶん不動産管理会社を利用した会社は事業承継税制の適用ができないという事だと思います。

だったら不動産管理会社は最初から持株割合を考えれば良いのです。

3. 事業承継税制を適用しない場合

会社経営にとって大事な問題が2つあります。

それは、オーナーが会社の株式を**何%**持つかという事と**何社経営**するかという事です。

このポイントは**上場**するかしないかという問題と大変重要なかわりを持ちます。

私は28年間税理士をやってきましたが、私のお客さんは一社も上場していません。上場できそうな会社もありましたが結果として上場していません。

上場して常に株主の事を考えながらする経営よりも、

多くの経営者は同族会社経営を希望します。

私も売上**6億円**の会社を**1社**やるよりも売上**2億円**の会社を**3社**(1社は管理会社)の方が楽しいと思っています。

それに退職金を4回も取れます。(役員2人で2社で4回、管理会社は一生退職しない)

そう考えると自分の持株って何だという事になります。

相続の時に評価されるだけで後は何の効果もないもの、それが自社株です。

だったら私は、オーナーは5分の1持てばそれで充分ではないかと思えます。

要は一族で経営権を確保できればそれで良いのです。

私の会社は妻が5分の1、長男が5分の1、長女が5分の1、兄が5分の1所有しています。それで経営権が揺らぐという事はありません。

そうすると相続税の評価は5分の1で済む事になり、相続税で苦しむという事がなくなります。

持株割合をどうするかという事と何社経営するかという事は相続税にとって大変重要な問題です。

． 管理会社

1．日本は今

日本の**実質GDP成長率**はここ15年間は2%前後で推移しています。

かたやBRICsといわれるブラジル、ロシア、インド、中国は6%から10%に迫る成長率です。特に中国は連続して2桁成長です。投資するのならどう考えても2%前後の日本ではなく6%から10%のBRICsでしょう。

それはこの数字を見ただけで誰にでもわかる事です。

また**日本の人口**は2100年には6,200万人になり現在の人口の約半分になると予測されています。果たして人口が半減する国で何か良い事があるのでしょうか。少なくともビジネスの世界では考えにくいと思います。

また現在日本の国は**1,100兆円**の借金を背負っています。

史上空前の巨額の債務です。これから先は国家破綻しかないのでしょうか。

そのために日本は現在史上空前の低金利政策を10年近くとっています。

そのため定期預金の利息はわずかに0.3%前後です。

しかし待ってください。日本の**個人金融資産**は1,461兆円です。国民一人当たり1,148万円です。なおかつその大半を日本人は現金・預金で持っています。

日本人はこの先どうしたら良いのでしょうか。そんな事決まっています。

日本のいいところは今多額の個人金融資産を持っていることしかないのです。

安全性を追求してなおかつ高利回りの金融資産に投資する。

日本は世界の投資大国になる。

私はそう思いますかどうか。

2．これからの中小企業は

今までの会社は拡大だけを考えてきました。

売上の拡大のために血眼になってきました。

新規事業と称してあらゆる事業へ進出しグループ経営をしてきました。

しかし中小企業は売上が増えれば増えるほど銀行借入金も増えます。

中小企業は事業を拡大してもあまり良い事がないような気がします、そう思うのは私だけでしょうか。

まして日本は、今GDPは2%前後であり人口も減りますし、国も巨額の債務を抱えています。

これ以上今までと同じように事業を拡大して、何か良い事があるのでしょうか。

私は、これからの中小企業は事業を拡大するのではなく、**不動産有効利用**ならびに**資金運用**をやるべきだと思います。

それを管理会社でやったらどうでしょうか。

事業そのものの拡大はほどほどにして管理会社を有効利用するのです。

3 . 不動産の管理

本社の土地・建物・駐車場などを管理会社が建築したり、

個人から購入したりして、事業会社に賃貸する事が管理会社の主要な業務分野になります。

元来、本社の土地・建物というものは、中小企業としては多大な設備投資を必要とする事業です。

従って、その資金の調達、金利の負担、それから生ずる減価償却費の圧迫などに悩まされ、さらにそれらの設備の保守、維持管理に追われるものです。

このような本社の土地・建物などの不動産を管理会社が所有する事は相続対策として有効であるとともに、それを事業会社へ賃貸する事によってその利益を管理会社が吸収できるようになり、所得税対策としても効果が大きくなります。

また代表者が、土地持ち等の富裕層である場合には本社の土地・建物の他に賃貸アパートや賃貸マンション等を個人で所有しているケースが多々あります。

このような場合、ある程度借入金を返済し終わると個人として所有している事は相続対策としては意味が無くなります。

そのような中古の土地・建物は管理会社へ譲渡したらどうでしょうか。

中古ですので、譲渡代金は安く、その後管理会社は賃貸料等の収益を享受する事ができます。

4 . 資金運用は

第一段階として**銀行借入金から脱出**する事です。

全くゼロになる必要はありませんが、

銀行借入金はほんのつきあい程度の金額にとどめるべきでしょう。

第二段階として**資金運用**が考えられます。

私は、中小企業は会社も個人もなく総力戦だと思っています。

なぜならば資金調達の手段として大企業は増資という方法がありますが、

中小企業には銀行借入金という方法しかありませんから。

私は少人数私募債が良いと思います。

個人で持っているあらゆるもの、例えば土地・建物とか、上場株とか、ゴルフ会員権とか、定期預金とかはすべて譲渡し解約し、少人数私募債で管理会社へ出資します。

そうすれば毎年7%の社債利息が受け取れます。

社債は10年満期が良いと思いますが、途中でどうしても償還する必要があるれば取締

役会の決議を経て償還する事もできます。

また少額は少人数私募債にしないで個人からの借入金という処理をしたらどうでしょうか。

これならばいつでも返済してもらえます。

次に会社から海外ファンドへ投資したらどうでしょうか。

年間20%の利回りの場合、10年で6倍、20年で38倍になります。

1億円は10年で6億円、20年で38億円になるのです。

(そうなるかもしれないし、ならないかもしれません)

複利ほど画期的なものはありません。

退職金を取るとういのはどうでしょうか。

夫婦2人が共に役員ならば生前退職金と死亡退職金とで2回、合計4回退職金が取れます。2社あれば8回取れます。

この生前退職金は税金を支払った残りを再度少人数私募債で出資します。

そして会社の設備投資はキャッシュでします。

その結果減価償却費分だけ資金余剰がでます。

5 . 未来事業は

この世の中に未来永劫繁栄する事業なんてあり得ません。

事業は**環境適応業**です。

繁栄する時もあれば衰退する時もあります。

大企業には必ず未来事業に対応する部門がありますが、

通常中小企業はそんな部門はありませんし、そんな余裕もありません。

管理会社で未来事業に投資したらどうでしょうか。

すぐには目が出ませんが、いつか必ず成果が出ます。

成果が出たら新しい事業会社を設立しそこで事業を行ったらどうでしょうか。

私は、インターネットは21世紀の革命であると思っています。

設備投資に多額なお金がかかりません。

必要なのは時間だけです。

インターネットは8時間ではなく、24時間働きます。

商圏は徒歩30分ではありません、日本中です、いや世界中です。

まさに中小企業向けではないでしょうか。

インターネットならば中小企業と大企業は互角です。

． 事業家からオーナーへ

1 ．日本の中小企業は

私は、税理士事務所を28年間やってきました。

だから中小企業の事は、良くわかります。

日本の中小企業は、多くの問題点を抱えています。

私は3つあると思います。

1つ目は**人**の問題です。

中小企業が大卒なり高卒なりを新規採用する事は、ほとんどありません。

そんなにたくさんの従業員がいるわけではないので、新規採用するほどではないのです。

ですからほとんどの社員は中途採用者です。

中途採用者は定着が良くありません。

今までも、いろいろな会社を流れ歩いて来たわけですから、少し都合が悪くなれば、また次の会社に行くという事になります。

それに中小企業は財務体質が良くありませんので、待遇を良くする事ができません、給料についてはそんなに変わらなくても、賞与については比較になりませんし、退職金については言うまでもありません。

2つ目は**金**の問題です。

この事についてはこの小冊子でいやというほど書きました。

中小企業は利益も出ませんし、増資なんて見た事がありません。

少し売上が増えれば、それに伴って増えるのは銀行借入金です。

気が付けば借金づけです。

売上の増加に伴って、自己資本も充実している中小企業なんてあまり見た事がありません。

3つ目は**環境**の問題です。

事業は環境適応業だと言われています。

しかし、環境に適応した中小企業にはあまりお目にかかりません。

ほとんどは時代遅れの事業です。

なおかつ新規事業を研究する部門を持っている中小企業なんてほとんど見た事がありません。

だから事業は環境適応業だなんて言っても

中小企業は環境に適応する事業を行っていません。

またそれを研究する部門もありません。

私が考える日本の中小企業の3つの問題点です。

人と金と環境です。

しかしよく考えてみて下さい。

実はこれが事業経営の全てと言っても過言ではありません。

つまり日本の中小企業は、企業経営の一番大事なものを所有していないという事になります。

2 . 人の問題を解決するには

中小企業は従業員の数が増えると同時に同じだけの悩みを抱えます。

私は小集団活動が良いと思います。

人の教育の問題で一番大事なものは、経営者本人に対する教育です。

社長を作ったらどうでしょうか。

ある程度能力を身につけたら、別会社を作り独立させます。

設備や資金は管理会社から出します。

そしてグループを形成します。

なぜならば大事な事は小集団活動における組織の活性化とグループとしての組織力ですから。

3 . 金の問題をどう解決するのか

個人と会社は一心同体です。

個人の持っているものは全て**少人数私募債**で、会社へ出資します。

そうする事によって銀行借入金から脱出する事ができます。

少人数私募債は中小企業を救います。

4 . 環境の問題をどう解決するのか

大変大きな問題です。

管理会社で研究したらどうでしょうか。

これがなくては継続企業としてやっていけません。

もし研究開発が実現したら、別会社を設立し、そこでやったらどうでしょうか。

5 . 事業家からオーナーへ

管理会社を活用します。

会社経営にはその事業そのものの他にやらなければならない事がたくさんあります。

設備投資とか経理とか人事とか給料計算とかです。

それを全て管理会社がやるというのはどうでしょうか。

そうする事によって事業会社は事業だけに専念する事ができます。

管理会社は幕末における坂本龍馬の**海援隊**です。

事業会社の事業以外の全てを支援する会社です。

そうする事によって事業会社は1社だけでなく2社3社と作る事ができます。

また事業会社は親族だけでなく、優秀で意欲のある社員に任せる事もできます。

最近フランス料理店で日本で初めて上場したシェヒラマツは優秀な社員12名全員に店を持たせたそうです。

そのために平松氏はシェフから転身し、マネジメントに専念する事にしましたそうです。

管理会社が設備投資をするわけですから、

少人数私募債を発行数するのは管理会社という事になります。

また海外ファンドへの投資も管理会社からという事になります。

そして管理会社が目指すのは**実質無借金会社**です。

そんなわけですから、代表者はなるべく早く事業会社から退職するというのはどうでしょうか。

代表者は退職する事によって**退職金**を手にする事ができます。

その退職金から税金を支払った差引手取額を再度少人数私募債で

管理会社へ出資します。

そうする事によって管理会社は資金が豊かになります。

目標は事業家から**オーナー**に変わる事です。

最後に

いろいろ書きましたが、おわかりいただけましたでしょうか。

日本の中小企業はあまり**利益**ができません。
まして**増資**なんてほとんどありません。

そんなわけですから規模が大きくなり、**売上**が増えれば増えるほど、
それに伴って増えるのは**銀行借入金**です。

私は売上が30億円と聞いただけで寒気がします。
売上規模の増加に伴って、自己資本も充実している中小企業なんて
見た事がありませんから。

御存知ですか、
日本の**一部上場企業**の40%は**無借金会社**です。

ではなぜ無借金なのでしょう。利益でしょうか。
利益も無借金にとって大事な要因ですが、
理由は資金調達です、つまり増資です。
つまり大企業は増資をする事によって無借金会社になっているのです。

しかし、中小企業に増資はありえません。
中小企業は、**配当**なんてした事がありません。
なおかつ中小企業の株は自由に**売買**できません。

それでは、中小企業は**少数私募債**を使うというのでしょうか。

私は社債利息を**7%**取っています。

7%が良いか悪いかではなく、大事なのは取れるか取れないかです。

20%の**源泉分離課税**ですから、
手取りは**5.6%**です。

2億円の少人数私募債だと、社債利息は1,400万円で手取りは1,120万円です。

これだったら**役員報酬**なくしていないぐらいです。

そんなわけですから、**償還期限**がきても償還なんてしたくありません。

私は10年償還にしていますが、10年たったらもう一回再発行します。
つまり**20年間**です。

しかしこんなに有利な少人数私募債についても致命的な欠陥があります。
それは、償還しようと思っても償還するための**原資**がないという事です。
社債は全額設備投資資金に使ってしまっているの、財源がないのです。

私は2つ考えています。1つは設備投資は減価償却資産へ投資したらどうでしょうか。
これならば減価償却費分だけ資金が会社に留保されます。

もう1つは高利回りの**海外ファンド**への投資です。特に**オフショア**地域への投資は利息に税金がかかりません。つまり**複利**です。
その結果、仮に20%で運用された場合、10年で6倍、20年で38倍になります。
(そうなるかもしれませんが、ならないかもしれません)

ではその少人数私募債の原資はどう作ったら良いのでしょうか。

個人で持っているもの、例えば**株**とか**預金**とか、
すべて少人数私募債で会社へ出資します。

個人で持っているよりも会社へ少人数私募債で出資し、
社債利息を取る方がずっと有利ですから。

また個人の**遊体地**は譲渡したらどうでしょうか。

日本の土地は**15年間**下がっています。

今後人口の減少する国で、土地ははたして**値上がり**するのでしょうか。

だったら譲渡し、その手取りを会社へ少人数私募債で出資したらどうでしょうか。

また**役員退職慰労金**を取り、差引手取額を再度会社へ少人数私募債で出資します。

つまり個人と会社は**一心同体**だという事です。

私は中小企業経営にとって、最も大事な事は**資金**の問題だと思っています。

つまり上場企業に比べて、圧倒的に資金がありません。

だから大事なのは個人のお金です。

個人と会社は**一心同体**です。

この小冊子を読んでもっと具体的に知りたい場合は、
2ヶ月に1回程度、埼玉県のさいたま市で**セミナー**を行っています。
良かったら是非御出席下さい。

セミナー終了後

別の日に別の場所で、1人2時間**個別相談**を行っています。

また自社が、

銀行借入金から脱出し、実質無借金会社になりたい場合には、
是非**財務体質改善提案**を申し込んで下さい。

一生懸命対応させていただきます。

中小企業の健全発展に

祈りを込めて奉仕いたします。

税理士 市川 俊夫